

考えます。避難所に避難された方々の名簿が提供されずに民生委員による安否確認が効果的に行えなかったこと、また仮設住宅入居者の名簿が提供されなかったことなど、避難後の情報共有のあり方も課題として指摘されているところです。

地域のつながり

Q5. 震災や昨年発生した長野県の地震において、日頃の「地域のつながり」が、発災時やその後の安否確認等に大きな成果をもたらしたという事例がニュースになりました。

この「地域（つながり）づくり」を進めていく中で、民生委員としてどのような視点を持つ必要があると思われますか。

An. とくに意識すべき点として、住民参加のもとで、住民の自発的な取り組みを伸ばしていくように働きかける、支援する、という点が大切ではないでしょうか。民生委員の皆様方の強い使命感もありますが、近年、高齢者世帯の日常生活支援などにおいても、民生委員が直接的な生活支援まで担っているケースが増えています。他に代替サービスなどがなく、やむを得ないと

いう面があることも事実ですが、これからは、民生委員が直接担い手となるというよりも、住民の互助の取り組みにより「地域力」を高めていくことが期待されます。

このことは、災害に備える地域の防災力の向上のみならず、たとえば介護保険制度改正に伴う要支援者向けの地域支援事業の充実などでも同様のことがいえると思います。

民生委員と災害時に向けた取り組み

Q6. この災害時に向けた取り組みについて、平成18年当初より「民生委員が行うべき活動なのか？」または「平時の活動や発災後の安否確認等に限るべきではないか」との声が少なからずあります。

これらの意見の背景には、いちボランティアに期待する枠を超えているといった意見をはじめ、民生委員が被災（二次被害も含む）にあうかもしれない点、また組織立った役割の付与は責任感の強い民生委員に過度な負担となりはしないかという点、活動量とその責任の増幅につながり、なり手不足に拍車をかけるのではないかという点、町会・自治会を基盤としている自主防災組織を中心として活動するべきといった意見が挙げられます。

全民児連発行 災害時に向けた 取り組みに関する 冊子一覧

（期間：平成18年～平成27年2月）



「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動推進状況調査報告書」
●発行日：平成19年11月
●配付対象：全委員



『民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動』推進状況調査中間報告」
●発行日：平成19年7月
●配付対象：市町村民児協



「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動 実践の手引」
●発行日：平成18年3月
●配付対象：全委員

3 池上部長に聴く 災害時に向けた取り組み

こうした意見に対するお考えをお聞かせください。

An たしかに東日本大震災は、民生委員による災害時要援護者支援活動に関して多くの課題を投げかけることになりました。ご指摘の点については、それぞれに大切な指摘であると考えます。

災害発生時には、民生委員自身と家族の安全確保が最優先であることは、国における種々のガイドラインなどでも明確にされています。

一方で、災害時に様々な支援を必要とする地域の人々を最も把握しているのが民生委員であり、自らの安全の確保とともに、こうした要援護者の支援をいかに両立できるかが課題であると思います。私としては、民生委員に期待される役割としては、主に平時時の体制整備、そして発災後の避難生活の支援という点で力を発揮していただくことが期待されるのではと思います。

とくに、大きな災害になればなるほど、避難生活は長期間にわたります。誰もが不自由を強いられるなか、高齢者や障がい者の方など、なかなか声を出せない、声を出しづらい方々のニーズを代弁する存在が重要となります。

避難所運営や炊き出し、在宅避難者への支援物資の配布などは社協やボランティアとの役割分担が可能です。

この代弁者の役割などのように、民生委員だからこそ、というものが期待されているように思います。

今後の展望

Q7 今後の展望として、将来民生委員には具体的にどのような役割が求められるようになると思われますか。

An 民生委員の最大の特長は、さまざまな課題を抱える住民と同じ、地域で生活する一員であるという点だと思っています。行政や社協と異なるのは、組織対住民という関係ではなく、住民同士という近い関係で、課題を抱える人に寄り添い、見守り、また支えることができる点にあると思います。

今後、社会の変化のなかで、民生委員に寄せられる期待は一層大きなものがあると思います。そのなかにあって、なにより期待されるのは、やはり地域におけるよき相談相手であること、そしてまた、自分からは「声を出せない」、また「出さない人びと」の存在に気づき、必要な

支援に早期につないでいただくことにあるのではないのでしょうか。



「災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック」(A5判)
●発行日：平成 26 年 1 月
●配付対象：全委員



「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針改訂第2版」
●発行日：平成 25 年 11 月
●配付対象：全単位民児協



「要援護者支援と災害福祉マップづくり」
●発行日：平成 22 年 1 月
●配付対象：地区 1 冊



「第2次民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動ハンドブック」
●発行日：平成 20 年 3 月
●配付対象：全委員

非常用物品を整える

万が一に備え、あらかじめ備えておきたい非常用物品。このコーナーでは、県内委員が家に備え置く備品と、消防庁のチェックリストをご紹介します。

皆さんは、非常時に備えて、自身と家族用の備品を整えていますか？

消防庁の「わたしの防災サバイバル手帳」によると、大きく2つに分けて準備することを薦めています。

まず一つが「非常持ち出し品」です。これは、災害発生時に自宅から避難所等に避難する際に、最初に持ち出すものです。すぐ持ち出せるように玄関等の日常的に使用する家の出入り口付近に置いておいたほうがよいでしょう。

また、避難することを考えると、移動に支障がない程度に限定する必要があります。

次に、「非常備蓄品」です。こちらは、自宅避難の際や停電時等のために備えておくものです。この時、備え置く量の目安は、復旧までの数日間（3日）分だといわれています。

地域によっては、自主防災組織等で備えているところもありますが、基本的には各世帯で備えておいたほうがよいでしょう。

災害時に向けた取り組みをする前に、何よりもまず自身と家族の安全を守るための準備です。

あらためて、備品の整備や家具の転倒防止など、身近なところから見直しや点検等を行ってみてください。

大野トシ子会長の非常持ち出し品

下記写真は、非常持ち出し品の一部。その他、笛などの日常的な携行品に加え、通帳等の貴重品を入れた袋、災害時要援護者台帳などの個人情報に属す資料を入れた袋、衣類（3日分）等が加わります。

主に、消費期限のある食品等については、1年に1度は入れ替えを行い、あわせて備品のチェックを

しているとのこと。備品は、主に防災特設コーナーのあるホームセンターがおススメとのこと。

非常持ち出し品と非常備蓄品は、玄関付近に置いています。これとは別に庭の物置にも若干の備蓄品を置き、分散させているようです。

なお、流山市民児協では、全委員に「非常持出品」や「家庭常備品」一覧を配布し、日頃から各自で整えるよう心がけているようです。

洗濯ばさみ 薬品類 懐中電灯 軍手 各種袋 手袋・マスク



昭和 55 年 12 月、民生委員委嘱。現在、35 年目。東深井中学校区民児協会長及び流山市民児協会長ほか、平成 23 年 1 月より県民児協会長を務める。

4 非常用物品を整える

小山絹子さんの非常用物品

「災害時一人も見逃さない運動」が始まった平成 18 年頃から、少しずつ非常持ち出し品と備蓄品をそれぞれ整えてきたそうです。また、小山家では、非常持ち出し品を「(右写真・左手)防災袋」にまとめ、家族の人数分を揃えています。

最近では、「折畳み式ヘルメット」を購入。



昭和 58 年 12 月、民生委員委嘱。現在、32 年目。八木中学校区民児協会長ほか、流山市民児協副会長等の要職を務める。

非常備蓄品

(右写真の) 非常持ち出し品とは別に、玄関傍のクローゼットに置いてある。



非常持ち出し品

(下写真左手に見える) 銀色の防災袋に入れて、玄関のところに備え置き。



1 非常備蓄品 (復旧までの数日間を支えるもの・一人分)

一人最低 3 日分は用意しておきましょう。年に一度はチェックして新しいものと交換しましょう。

- 飲料水 9ℓ (1日 3ℓ × 3日分) ☐
- ご飯(アルファ米) 4~5食分 ☐
- ビスケット 1~2箱 ☐
- 板チョコ 2~3枚 ☐

- 衣類(スウェット上下、セーター、フリース等) ☐
- 乾パン 1~2缶 ☐
- 缶詰 2~3缶 ☐
- 下着 2~3組 ☐

2 非常持ち出し品 (災害発生時に最初に持ち出すもの)

- 携帯用飲料水 ☐
- 食品(カップ麺、缶詰、ビスケット、チョコレートなど) ☐
- 貴重品(預金通帳、印鑑、現金など) ☐
- 救急用品(常備薬・消毒液・ガーゼなど) ☐
- ヘルメット・防災ずきん ☐
- 軍手(厚手の手袋) ☐
- 懐中電灯 ☐

- 衣類(セーター・ジャンパー類) ☐
- 下着 ☐
- 毛布 ☐
- 携帯ラジオ・予備電池 ☐
- マッチ・ロウソク(水でぬれないようビニールでくるむ) ☐
- 使い捨てカイロ ☐
- ウェットティッシュ ☐

非常用物品

～チェックリスト～

消防庁が提示する非常用物品のリストです。このチェックリストを基本に、ご自身の家庭で必要なものや民生委員として必要なものなどを加えていきましょう。

(出典)「わたしの防災サバイバル手帳」

- 筆記用具(ノート、えんぴつなど) ☐
- ミルク(小さな子どものいる世帯) ☐
- 紙おむつ(小さな子どものいる世帯) ☐
- ほ乳びん(小さな子どものいる世帯) ☐

松戸市小金南部地区の取り組み



(写真右) 会長 若林桂子さん

(写真左) 副会長 石山良昭さん

(取材日：平成 27 年 1 月 15 日)

災害時に向けた取り組みといっても、その地域で予想される被災状況に応じて、取り組み方法は異なります。

民生委員による災害時に向けた取り組みの一例として、松戸市小金南部地区民児協の取り組みをご紹介します。



市北部に位置し、水戸街道の旧宿場町「小金宿」と、その南側一帯に広がっていた江戸幕府の軍馬牧用地「小金牧」の一部からなる小金南部地区。

常磐線「北小金」駅南側を担当エリアとし、旧宿場町を囲うように新興住宅街が広がる人口約 2 万人、戸数約 9 千戸を有する地域です。また、駅南口から徒歩 7、8 分の所には、江戸時代に関東十八檀林（※僧侶の養成機関・学問所）の一つに数えられた浄土宗・東漸寺（とうぜんじ）があり、春先には樹齢 300 年を誇るしだれ桜を求め、多くの参詣者が訪れています。

一歩ずつ前へ

小金南部地区が、本格的に災害時に向けた取り組みを始めたのは平成 23 年。

東日本大震災を含めて、これまで大きな被害を受けていないこと、また以前から新旧住民の意識の違いから、なかなか取り組みが進展しない状況にあったようです。

それでも、少しずつ見守り活動の延長として、災害時に向けた取り組みを開始。要援護者台帳やマップの整備、関係機関や住民への啓発活動などを進めてきています。

平成 23 年当初、「市からは、要援護者に関する個人情報提供を受けていなかったのでも、まず情報を把握することから始める必要があります」と話すのは、平成 22 年から地

区会長を務める若林さん。

地区民児協で設定する要援護対象者は、75 歳以上のひとり暮らし高齢者、80 歳以上の高齢者夫婦世帯、障がい者。この把握と、台帳の整備をどのように進めていくか検討を重ねていくことになります。

そこで活用を考えたのが、以前からある「助け合いグループ」の再構築でした。このグループは、松戸市独自の事業として、各地域の要援護者と支援者（民生委員ほか地域住民）をマッチングのうえ班分けしたもので、災害時要援護者と重複するものでした。

地区民児協では、このグループ作りに関する調査を平成 18 年に実施。それ以降は、各委員に一任されていたため、委員の交代や世帯状況の変化などにより、あらためて再構築する必要がありました。

この活動に加え、住民からの情報提供等によって把握した要援護世帯にも一軒一軒回り、台帳登録を進めていきました。

この住民からの情報提供には、町会・自治会への働きかけが功を奏したようです。各委員が地区内に 16 ある町会・自治会の総会や会合へ出席し、民生委員による災害時に向けた取り組みの趣旨説明とあわせて、要援護者に関する情報提供を依頼しました。

「震災直後ということもあって、町会・自治会の皆さんの関心は非常に高く、これ以降要援護者に関する情報が民生委員のもとに寄